

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成17年10月25日

【事業年度】 第140期(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

【会社名】 阪神内燃機工業株式会社

【英訳名】 The Hanshin Diesel Works,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白石保典

【本店の所在の場所】 神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル

【電話番号】 神戸 078 332 2081(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 上林啓亮

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル

【電話番号】 神戸 078 332 2081(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部門担当 上林啓亮

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)
阪神内燃機工業株式会社 東京支店
(東京都千代田区神田駿河台2丁目3番
お茶の水茗溪ビル7階)
阪神内燃機工業株式会社 福岡支店
(福岡市博多区博多駅東1丁目1番33号
はかた近代ビル8階)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成17年6月29日に提出いたしました第140期(自平成16年4月1日至平成17年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを追加するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(4) 内部監査及び監査役監査の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(訂正前)

取締役全員（8名）の出席のもと、経営に係わる重要事項の意思決定と、毎月の業況報告による経営の方向性確認を取締役会が行い、常勤取締役参加による常務会において、経営判断に係わる重要事項、各部門の事業推進に係る様々な事柄を審議し決定するとともに、各取締役の業務遂行を相互にチェックしており、十分な統治機能が働いております。

監査役制度を採用しており、監査役会は2名の社外監査役を含む4名の監査役によって構成されており、取締役会には監査役全員が参加し、常務会には常勤の監査役が参加して、取締役の業務を監視するとともに、監査役会により常勤監査役と非常勤監査役間の情報の共有と意思疎通を図っており、十分なチェック機能が働いております。

平成17年3月期は12回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

(訂正後)

取締役全員（8名）の出席のもと、経営に係わる重要事項の意思決定と、毎月の業況報告による経営の方向性確認を取締役会が行い、常勤取締役参加による常務会において、経営判断に係わる重要事項、各部門の事業推進に係る様々な事柄を審議し決定するとともに、各取締役の業務遂行を相互にチェックしており、十分な統治機能が働いております。

監査役制度を採用しており、監査役会は2名の社外監査役を含む4名の監査役によって構成されており、取締役会には監査役全員が参加し、常務会には常勤の監査役が参加して、取締役の業務を監視するとともに、監査役会により常勤監査役と非常勤監査役間の情報の共有と意思疎通を図っており、十分なチェック機能が働いております。
なお、社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

平成17年3月期は12回の取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

(4) 内部監査及び監査役監査の状況

(訂正前)

内部監査につきましては、各部門の職務および管理職の権限と責任の範囲を明確にするとともに、決裁事項については決裁規程、職務専決基準によって処理し、業務が効率的、合理的に遂行されるシステムを構築しており、各部門の業務処理の結果が財務諸表に反映されていることの確認を、財務を担当する管理部門が実施し、必要ある場合は担当部門に是正を求めています。

監査役監査につきましては、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えています。

その他、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しましても、上記の監査の他、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査しております。

(訂正後)

内部監査につきましては、各部門の職務および管理職の権限と責任の範囲を明確にするとともに、決裁事項については決裁規程、職務専決基準によって処理し、業務が効率的、合理的に遂行されるシステムを構築しており、各部門の業務処理の結果が財務諸表に反映されていることの確認を、財務を担当する管理部門(10名)が実施し、必要ある場合は担当部門に是正を求めています。

監査役監査につきましては、監査役会が定めた監査の方針、監査の計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えています。

その他、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しましても、上記の監査の他、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査しております。